



令和 8 年 9 月 吉日

芝浦一丁目町会会員 各位

芝浦一丁目町会
会長 岡田 祥男

芝浦一丁目町会臨時総会（書面総会）のご案内

日頃より町会活動にご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、今年 5 月総会に提出が間に合わなかった議案について、臨時総会にてご審議いただきたく
お願い申し上げます。今回は書面またはメールでの議決権行使をお願いします。

下部の「議案権行使書」にご記入の上、町会ポスト（会館の入口左側に掲示）へご投函いただく
か、議案権行使書の内容をメールにてご送信ください。

メール返信先： okada@okada-system.co.jp 会長 岡田祥男 宛て

ご返信の際は、ご署名（お名前、ご住所、電話番号）を記載願います。

臨時総会書類及び結果は、10 月末に

「芝浦一丁目町会」ホームページ：<https://www.shibaura1.org> へ掲載します。

記

1. 日時（議案権行使書返信期日）： 令和 8 年 10 月 17 日（土）

ご返信がない場合は「承認する」として取り扱わせていただきます。

2. 臨時総会議案

議案 1. 町会規約 第 9 条（役員の任期）の変更

（変更前）役員の任期は 2 ヶ年とする。但し再選を妨げない。

（変更後）役員の任期は 2 ヶ年とする。但し再選を妨げない。

役員在任中に転居した場合、役員会の決議により役員を継続することができ、
再選の妨げにはならない。役員には会長以下の役職を含む。

【補足説明】

町会役員になっていただける方が少ない現状において、役員数を維持するための変更です。

役員が転居された場合でも、継続していただける方は、継続実現性を役員会にて審議した上で役
員継続していただくという主旨です。本議案は令和 8 年度総会決議と同等に扱います。

3. 問い合わせ先 携帯 090-2566-2142 会長 岡田祥男

Email: okada@okada-system.co.jp 会長 岡田祥男

令和 8 年度 芝浦一丁目町会臨時総会 議決権行使書（□の中にレ印をご記入願います）

議案 1. 町会規約 第 9 条（役員の任期）の変更 □承認する □不承認

【ご署名】 令和 8 年 月 日 お名前：

ご意見：

ご住所：

電話番号：